

富士宮市建設工事表彰要領

(目的)

第1条 建設工事の施工に当たり、卓越した技術等により優れた成績で建設工事を完成させた受注者等を表彰することにより、建設技術の向上と適正な施工を推進し、併せて建設業の育成、発展を図るものとする。

(表彰の対象等)

第2条 表彰の対象となる者は、富士宮市が発注した工事で前年度に完成した1件の請負金額が130万円を超える建設工事を優れた成績で完成させた富士宮市内に本社を置く受注者、主任技術者及び現場代理人(以下「表彰対象者等」という。)の中から富士宮市建設工事表彰等選考委員会(以下「選考委員会」という。)で選考する。

2 表彰は、請負金額500万円以上の建設工事にあつては優秀賞とし、請負金額130万円超え500万円未満の建設工事にあつては優良賞とする。また、土木工事成績評定基準による建設工事にあつては優秀賞(土木部門)とし、建築・設備工事成績評定基準による建設工事にあつては優秀賞(建築部門)とする。

3 前項に掲げるもののほか、特に社会的に評価できる建設工事は、特別賞とする。

4 優秀賞(土木部門)、優秀賞(建築部門)及び優良賞は、それぞれ3件以内とし、特別賞にあつては、件数は定めないものとする。

(表彰の基準)

第3条 表彰の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事の内容が契約の条件に従い確実に履行されていること。
- (2) 工事成績は工種、規模、難易度と施工管理、工程管理、出来形等が他の模範となるもの
- (3) 社会的に市民の模範となるもの

(表彰の方法)

第4条 表彰は、市長が表彰状を贈呈して行うものとする。

(選考委員会及び選考委員長)

第5条 選考委員会は、富士宮市建設事業審議委員会委員をもって構成し、選考委員長は、富士宮市建設事業審議委員会委員長をもってこれに充てる。

(表彰候補の推薦)

第6条 工事検査課長は、優れた成績で建設工事を完成させた表彰対象者等
を選考委員会に推薦するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は選考委員長が定めるもの
とする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。